

規制シート

(別紙1)

180195800840001

平成27年2月26日

規制の名称	工業用水道事業法	所管府省	経済産業省
根拠法令等	工業用水道事業法(昭和三十三年四月二十五日法律第八十四号)、工業用水道事業法施行令、工業用水道事業法施行規則	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ産業施設課 課長 津村 晃
規制目的	工業用水の豊富低廉な供給により工業の健全な発達に寄与するため、工業用水道事業の運営の適正化及び合理化を図る。		
規制内容の概要	<p>○ 工業用水道事業の開始にあたり、地方公共団体は、氏名、給水区域及び給水能力等を記載した届出書及びその他の必要な書類を経済産業大臣に対し届出を行う必要がある。</p> <p>○ 工業用水道事業の開始にあたり、地方公共団体以外の者は、上述の届出書の内容と同様の事項を記載した申請書及びその他の必要な書類を同大臣へ提出した上で、開始しようとする工業用水道事業の計画の確実性及び同事業に係る施設の法的基準への適合性等の観点から同大臣の許可を受ける必要がある。</p> <p>○ 同大臣は、工業用水の供給確保の観点から、必要に応じ、経済産業省職員に工業用水道事業者への立入検査をさせることができる。 等</p>	関連する予算	工業用水道事業費補助金
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	<p>平成26年5月の産業構造審議会工業用水道政策小委員会において、工業用水道事業者が行う経営改善への取組のために国が行うべき環境整備について検討。これを踏まえ、以下の制度改正を実施済。</p> <p>① 「工業用水道施設の技術的基準を定める省令」の一部改正 大規模地震への対応のための耐震性に係る規定を新たに盛り込むとともに、既存の技術的基準を緩和することにより、工業用水道事業者による新技術の導入や創意工夫の反映をしやすいとするため、「工業用水道施設の技術的基準を定める省令」の一部を改正した。</p> <p>② 「工業用水道からの雑用水供給に係る運用等について」の運用改正 工業用水道に係る雑用水について、供給開始手続きの簡素化、料金・供給条件の自由化及び供給対象の緩和を図るため、雑用水の供給に係る運用を改正した。</p>	規制の維持、改革又は新設の別	平成26年度に規制の見直しを実施
(規制を改革する場合の改革の方向性)	上述の通り		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成26年度に実施済み		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

0001

180195800840001

<p>通知・通達等の 名称(発信者等を含 む。)</p>	<p>工業用水道事業法の解釈について(通商産業省企業局長通知)</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>行政手続法第5条第1項及び第12条第1項</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>行政手続法に基づき、工業用水道事業法の審査基準及び処分基準を定めたもの。</p>

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

0002

180195800840001

<p>通知・通達等の名称(発信者等を含む。)</p>	<p>工業用水道からの雑用水供給に係る運用等について(経済産業政策局産業施設課長通知)</p>
<p>通知・通達等への委任の根拠となる法令の条項</p>	<p>行政手続法第5条第1項及び第12条第1項</p>
<p>通知・通達等が法令の委任の範囲に入る理由</p>	<p>行政手続法に基づき、工業用水道事業法第17条及び第18条に規定する供給規程に関する認可及び処分の基準として、工業用水道事業者がその供給能力に余剰がある場合には、工業用以外の用途の水(以下「雑用水」という。)を供給することが許容されているとの解釈を明確化したもの。</p>

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

0003

180195800840001

<p>通知・通達等の 名称(発信者等を含 む。)</p>	<p>工業用水道事業法に基づく通商産業大臣の処分に係る審査基準等について(通商産業大臣通知)</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>行政手続法第5条第1項、第6条及び第12条第1項</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>行政手続法に基づき、工業用水道事業法の審査基準、標準処理期間及び処分基準を定めたもの。</p>

規制シート

(別紙1)

180199200510001

平成27年2月26日

規制の名称	計量法関係法令の解釈運用等について	所管府省	経済産業省
根拠法令等	計量法(平成4年法律第51号)、計量法施行令、計量単位令、計量法施行規則、特定計量器検定検査規則、基準器検査規則、指定製造事業者の指定等に関する省令、指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	産業技術環境局 計量行政室 室長 三浦 裕幸
規制目的	平成12年の計量法業務の自治事務化に伴い、従来の機関委任事務を前提とした計量法施行に係る通達等が廃止されたが、これに替わり、各自治体共通の部分について、全国での統一的な運用を目的として、法文上の解釈・運用等を明確にするために作成したものの。		
規制内容の概要	計量法の定義、特定商品の販売、検定、定期検査、計量証明事業、届出製造事業者等に関する解釈や運用方法等を示すものであり、法令上の規制を乗り越えて追加的に規制を課しているものではない。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	平成26年2月改訂。	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	国、全国の都道府県及び特定市町村(計量法で定められた市町村。政令指定都市、中核市、特例市等が該当。)の関係行政機関間で出来る限り運用の齟齬を防止し、計量行政の統一的かつ適正な運用を確保するために引き続き維持する。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)

(別添)

0001

180199200510001

<p>通知・通達等の名称(発信者等を含む。)</p>	<p>計量法関係法令の解釈運用等について(経済産業省計量行政室)</p>
<p>通知・通達等への委任の根拠となる法令の条項</p>	<p>計量法第2条、第12条、第13条、第40条、第107条、第108条、第110条 計量法施行令第27条、第28条 計量単位令第8条 計量法施行規則第8条、第43条 特定計量器検定検査規則第12条、第13条 基準器検査規則第23条、第83条 指定製造事業者の指定等に関する省令第3条 指定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令別表第1及び別表第2</p>
<p>通知・通達等が法令の委任の範囲に入る理由</p>	<p>本通知の内容は、計量法等に基づき、定義、特定商品の販売、検定、定期検査、計量証明事業、届出製造事業者等に関する解釈や運用方法等を示すものであり、法令上の規制を乗り越えて追加的に規制を課しているものではない。</p>

規制シート

(別紙1)

180199200510002

平成27年2月26日

規制の名称	特定計量証明事業者の認定基準等に係る運用について	所管府省	経済産業省
根拠法令等	計量法121条の2第1項 ダイオキシン類に係る特定計量証明事業の認定基準(平成14年経済産業省告示第77号)	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	産業技術環境局 計量行政室 室長 三浦 裕幸
規制目的	本通知は、ダイオキシン類に係る特定計量証明事業の認定基準(平成14年経済産業省告示第77号)に係る用語の定義や運用上の解釈等 を示すことを目的としている。		
規制内容の概要	計量法121条の2第1項につき、具体的な基準が「ダイオキシン類に係る特定計量証明事業の認定基準(平成14年経済産業省告示第77号)」として示されているところ、さらに当該告示の用語の定義や運用上の解釈等を示すものであり、法令上の規制を乗り越えて追加的に規制を課しているものではない。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	平成14年3月29日制定 改廃実績無し	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革 又は新設する理由	本件は、特定計量証明事業者の認定に当たっての基準について、運用上の解釈等を明確化するために示すものであり、制定当時と現状において、当該基準に変更が生じていないことから引き続き維持する。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)

(別添)

0001

180199200510002

<p>通知・通達等の名称(発信者等を含む。)</p>	<p>特定計量証明事業者の認定基準等に係る運用について(経済産業省知的基盤課) ※()内は通達発出時点での発信者。組織変更に伴い、現在では経済産業省計量行政室の所管</p>
<p>通知・通達等への委任の根拠となる法令の条項</p>	<p>計量法121条の2第1項 ダイオキシン類に係る特定計量証明事業の認定基準(平成14年経済産業省告示第77号) 行政手続法第5条第1項</p>
<p>通知・通達等が法令の委任の範囲に入る理由</p>	<p>計量法121条の2第1項につき、具体的な基準が「ダイオキシン類に係る特定計量証明事業の認定基準(平成14年経済産業省告示第77号)」として示されているところ、本通知は、当該告示で定める事項についての用語の解釈や運用上の解釈等を示すものであるため。</p>

規制シート

(別紙1)

180199200510003

平成27年2月26日

規制の名称	認定申請時における「認定区分」の運用について	所管府省	経済産業省
根拠法令等	計量法第121条の2、計量法施行規則第49条の2	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	産業技術環境局 計量行政室 室長 三浦 裕幸
規制目的	本通知は、計量法第121条の2に基づく特定計量証明事業の認定区分につき、計量法施行規則第49条の2で具体的に定めているところ、当該認定区分の明確化をするため、運用上の取り扱いについて示すことを目的としている。		
規制内容の概要	計量法第121条の2に基づく特定計量証明事業の認定区分につき、計量法施行規則第49条の2で具体的に定めているところ、当該認定区分の範囲の明確化を図るものであり、法令上の規制を乗り越えて追加的に規制を課しているものではない。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	平成16年3月31日制定 改廃実績無	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	本件は、特定計量証明事業の認定を受けるに当たり、当該認定区分の明確化を行っているものであり、制定当時と現状において、認定区分の状況に変更が生じていないことから引き続き維持する。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)

(別添)

0001

180199200510003

<p>通知・通達等の名称(発信者等を含む。)</p>	<p>認定申請時における「認定区分」の運用について(経済産業省知的基盤課) ※()内は通達発出時点での発信者。組織変更に伴い、現在では経済産業省計量行政室の所管</p>
<p>通知・通達等への委任の根拠となる法令の条項</p>	<p>計量法第121条の2 計量法施行規則第49条の2 行政手続法第5条第1項</p>
<p>通知・通達等が法令の委任の範囲に入る理由</p>	<p>計量法第121条の2に基づく特定計量証明事業の認定区分につき、計量法施行規則第49条の2で具体的に定めているところ、当該認定区分の範囲の明確化を図るものであり、法令上の規制を乗り越えて追加的に規制を課しているものではない。</p>

規制シート(様式)

(別紙1)

160196001450004

平成27年2月20日

規制の名称	医薬部外品(ビタミン含有保健剤)の役割・範囲・機能拡大について	所管府省	厚生労働省
根拠法令等	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号) 都道府県知事の承認に係る医薬部外品(平成6年厚生省告示第194号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	審査管理課 課長・森 和彦
規制目的	医薬部外品(ビタミン含有保健剤)の効能又は効果等を見直すことにより、国民が理解しやすい表現とすることを目的としたもの。		
規制内容の概要	新指定医薬品部外品の製造(輸入)承認基準等について(平成11年3月12日付医薬発第283号)において、数種の成分からなる医薬部外品(ビタミン含有保健剤)について、その個々の成分についての効能効果等の説明を行う場合及び作用機序を説明する場合には、医学薬学上認められており、かつ、その医薬部外品の承認されている効能効果等の範囲をこえない場合に限り差し支えない。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	上記基準中「ビタミン含有保健剤製造販売承認基準」で規定される「効能・効果」について、業界からの具体的な基準改正要望の内容を踏まえ、生活者が製品を使用する目的やその特徴等がわかりやすい表現・表示となるよう「ビタミン含有保健剤製造販売承認基準」の見直しについて、検討予定。	規制の維持、改革又は新設の別	規制の維持(内容について検討予定)
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

0001

160196001450004

<p>通知・通達等の名称(発信者等を含む。)</p>	<p>新指定医薬品部外品の製造(輸入)承認基準等について(平成11年3月12日付医薬発第283号 医薬食品局長通知)</p>
<p>通知・通達等への委任の根拠となる法令の条項</p>	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第14条第1項 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号)第80条第2項第5号 都道府県知事の承認に係る医薬部外品(平成6年厚生省告示第194号)</p>
<p>通知・通達等が法令の委任の範囲に入る理由</p>	<p>「新指定医薬品部外品の製造(輸入)承認基準等について」は、都道府県知事の承認に係る医薬部外品(平成6年厚生省告示第194号)に即して法第14条の「承認」に関する解釈を示したものであるため。</p>

規制シート(様式)

(別紙1)

平成27年3月23日

規制の名称	ヒト幹細胞を用いる臨床研究及び遺伝子治療臨床研究に係る指針及び当局審査等の共通事項の一本化について	所管府省	文部科学省、厚生労働省
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・遺伝子治療臨床研究に関する指針(平成16年文部科学省・厚生労働省告示第2号) ・ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針(平成25年厚生労働省告示第317号)(平成26年11月25日廃止) 	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生労働省 大臣官房 厚生科学課 椎葉茂樹 ○厚生労働省 医政局 研究開発振興課 神ノ田 昌博 ○文部科学省 研究振興局 ライフサイエンス課 生命倫理・安全対策室 御厩祐司
規制目的	<p>・遺伝子治療の臨床研究に関し遵守すべき事項を定め、もって遺伝子治療臨床研究の医療上の有用性及び倫理性を確保し、社会に開かれた形での適正な実施を図ることが目的(遺伝子治療臨床研究に関する指針)。</p> <p>・ヒト幹細胞臨床研究が社会の理解を得て、適正に実施及び推進されるよう、個人の尊厳及び人権を尊重し、かつ、科学的知見に基づいた有効性及び安全性を確保するために、ヒト幹細胞臨床研究にかかわるすべての者が遵守すべき事項を定めることが目的(ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針)。</p> <p>※提案時点でのもの。</p>		
規制内容の概要	<p>・遺伝子治療臨床研究を行う際には、自施設の審査委員会の審査を経て、国の科学技術部会遺伝子治療臨床研究に関する審査委員会において主として科学的観点から審査が行われたうえで、厚生科学審議会科学技術部会に報告を行い、了承されれば臨床研究を実施する事が可能となるとされていたもの(遺伝子治療臨床研究に関する指針)。</p> <p>※平成26年11月25日以降は、遺伝子治療臨床研究のうち、細胞の加工を伴わないもののみ本指針が適用となる(後述)。また、担当部会についても科学技術部会から新設の再生医療等評価部会に移管された。</p> <p>・ヒト幹細胞を用いる臨床研究を行う際には、自施設の倫理審査委員会の審査を経て、国の科学技術部会ヒト幹細胞臨床研究に関する専門委員会において倫理的・科学的妥当性について審査が行われたうえで、厚生科学審議会科学技術部会に報告を行い、厚生労働大臣の意見を聴いてから実施することとされていたもの(ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針)。</p>	関連する予算	—

<p>規制の最近の改廃経緯</p>	<p>・ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針については、再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号。以下「法」という。)の施行(平成26年11月25日)に伴い廃止された。同指針の対象となっていた臨床研究及び細胞の加工を伴う遺伝子治療臨床研究については、法において、人の生命及び健康に与える影響の程度に応じた分類に基づき、実施に関する手続きを定めている(なお、細胞の加工を伴わない遺伝子治療臨床研究については、従前どおり遺伝子治療臨床研究に関する指針の適用対象となっている)。 ・遺伝子治療臨床研究に関する指針については、他の研究指針との整合性、諸外国の動向等の近年の遺伝子治療臨床研究を巡る状況の変化を踏まえた見直しを行うため、厚生労働省は、「遺伝子治療臨床研究に関する指針の見直しに関する専門委員会」を設置し、平成27年度の改定を目指し、検討を行っている(遺伝子治療臨床研究に関する指針)。</p>	<p>関連する政策評価結果</p>	<p>—</p>
<p>規制を維持、改革又は新設する理由</p>	<p>・ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針の適用対象となっていた臨床研究は、法の適用対象となったため、ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針については法の施行に伴い廃止された。そのため、両指針の一本化を行うことは不可能であるが、法の施行に伴い、遺伝子治療臨床研究として実施されていたもののうち、細胞の加工を伴う遺伝子治療臨床研究については、一元的に法の下で審査が行われることとなっている。</p>	<p>規制の維持、改革又は新設の別</p>	<p>維持</p>
<p>(規制を改革する場合の改革の方向性)</p>	<p>—</p>		
<p>見直し条項</p>	<p>・なし(遺伝子治療臨床研究に関する指針)</p>		
<p>次の見直し時期</p>	<p>・平成27年度(遺伝子治療臨床研究に関する指針)</p>		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>

規制シート(様式)

(別紙1)

160192200700001
160195801920001
160198200800001

平成27年3月13日

規制の名称	診療報酬の算定方法 C107—2 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料 250点 C165 経鼻的持続陽圧呼吸療法用治療器加算 1,210点	所管府省	厚生労働省
根拠法令等	健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第2項、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)、診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について(平成26年3月5日保医発0305第3号保険局医療課長通知)	担当局課等 及び作成責任者の役職・氏名	保険局医療課長 宮崎 雅則
規制目的	健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関に係る療養(高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養を含む。)に要する費用の額を定めるもの。		
規制内容の概要	CPAP(持続陽圧呼吸療法用治療器)を使用した場合の診療報酬算定に関する規制は存在しない。 なお、診療報酬においては、睡眠時無呼吸症候群である患者について、在宅において実施する呼吸療法(在宅持続陽圧呼吸療法)を行った場合、算定の基準(※)に合致すれば、C107-2在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料(その算定については月1回を限度とする。)及びC165経鼻的持続陽圧呼吸療法用治療器加算(その算定については2月に2回を限度とする。)を併せて算定できる。(ただし、患者の受診頻度に関する要件は存在しない。) (※)対象となる患者は、以下の全ての基準に該当する患者とする。ただし、無呼吸低呼吸指数が40以上である患者については、イの要件を満たせば対象患者となる。 ア 無呼吸低呼吸指数(1時間当たりの無呼吸数及び低呼吸数をいう)が20以上 イ 日中の傾眠、起床時の頭痛などの自覚症状が強く、日常生活に支障を来している症例 ウ 睡眠ポリグラフィー上、頻回の睡眠時無呼吸が原因で、睡眠の分断化、深睡眠が著しく減少又は欠如し、持続陽圧呼吸療法により睡眠ポリグラフィー上、睡眠の分断が消失、深睡眠が出現し、睡眠段階が正常化する症例	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	CPAP(持続陽圧呼吸療法用治療器)を使用した場合の診療報酬算定に関する規制は存在しないが、診療報酬においては、経鼻的持続陽圧呼吸療法用治療器加算について、それまで1月に1回に限り算定できると定めていたものを、2月に2回に限り算定できるものと改めた。(平成24年改正)	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	CPAP(持続陽圧呼吸療法用治療器)を使用した場合の診療報酬算定に関する規制は存在しない。なお、本件診療報酬項目は、治療の安全性、有効性が確認され、保険適用となったものであり、その算定要件についても、現時点での医学妥当性に基づき設定されているものである。なお、診療報酬の算定要件の見直し等については、2年に1度の診療報酬改定の際に、関係学会等からのエビデンスに基づく要望があれば、医療技術評価分科会において検討し、その意見を踏まえて中央社会保険医療協議会において議論を行うものである。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成28年		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

160192200700001
 160195801920001
 160198200800001

0001

<p>通知・通達等の名称(発信者等を含む。)</p>	<p>診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について(平成26年3月5日保医発0305第3号保険局医療課長通知)</p>
<p>通知・通達等への委任の根拠となる法令の条項</p>	<p>健康保険法第76条第2項(療養の給付に要する費用の額は、厚生労働大臣が定めるところにより、算定するものとする。)</p>
<p>通知・通達等が法令の委任の範囲に入る理由</p>	<p>本通知は、健康保険法第1条等に規定する医療保険制度の目的に鑑み、適切な療養の給付が行われるよう、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)の実施に伴う留意事項を定め、関係機関及び関係団体等に周知するものである。</p>

規制シート(様式)

(別紙1)

160198200800002

平成27年2月18日

規制の名称	電子レセプトのバージョンアップ(「紙レセプト型」を「データ処理指向型」に)	所管府省	厚生労働省
根拠法令等	療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和51年8月2日厚生省令第36号)、高齢者の医療の確保に関する法律第16条(昭和57年8月17日法律第80号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	保険局医療介護連携政策課保険システム高度化推進室長 赤羽根 直樹
規制目的	レセプトの電子化への対応が困難である保険医療機関等に対し配慮する観点から、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」(以下「請求省令」という。)を見直し、免除又は猶予等の例外措置を設けることとしている。		
規制内容の概要	平成18年の省令改正により、医療保険事務の効率化等を推進するため、保険医療機関等による診療報酬等の請求手続の一態様として、請求省令においてオンライン請求が原則とされ、保険医療機関等の種別や規模、レセプトコンピュータ(以下「レセコン」という。)の利用状況等に応じ、平成23年度当初までに順次オンライン請求への移行を進めることとしていたところである。 診療報酬等の請求方法を原則としてオンライン請求又は電子媒体請求による請求とし、レセプトの電子化への対応が困難である保険医療機関等(①レセコンを使用せず手書きでレセプトを作成、②診療又は調剤に従事する常勤の医師・歯科医師・薬剤師が高齢、③電子レセプト非対応のレセコンを使用しているが、リース期間又は減価償却期間が終了していない)に対し配慮する観点から、請求省令を見直し、免除又は猶予等の例外措置を定め、書面による請求を可能としているところである。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	ご提案の「データ処理指向型」への転換については、レセプトに関連する団体(保険医療機関、保険薬局、保険者及び審査支払機関等)の理解を得ながら関連する制度やシステムの変更を進める必要があることから、現時点では困難と考えている。	規制の維持、改革又は新設の別	規制の維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>

規制シート

(別紙1)

180195002640001

平成27年2月25日

規制の名称	中小企業信用保険制度の農業への適用に関する規制改革ホットライン提案について		所管府省	経済産業省
根拠法令等	中小企業信用保険法第2条第1項第1号 中小企業信用保険法施行令第1条		担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	中小企業庁事業環境部金融課 課長 菊川 人吾
規制目的	規制ではなく、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にするため、中小企業者の債務の保証につき保険を行なう制度を確立し、もつて中小企業の振興を図ることを目的とする。			
規制内容の概要	規制ではない。 中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にするため、中小企業者の債務の保証につき保険を行なうもの。		関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—		関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	(規制ではない)		規制の維持、改革又は新設の別	(規制ではない)
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—			
見直し条項	—			
次の見直し時期	—			

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>

規制シート

(別紙1)

110194801860001

平成27年2月23日

規制の名称	危険物タンクコンテナによる危険物の移送時における危険物取扱者の乗車	所管府省	総務省
根拠法令等	消防法(昭和23年法律第186号)第16条の2	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	消防庁危険物保安室 室長 鈴木康幸
規制目的	危険物の移送中の安全性を確保することにより、事故防止を図り、もって国民の生命、身体、財産の保護に資すること		
規制内容の概要	移動タンク貯蔵所による危険物の移送は、当該危険物を取り扱うことができる危険物取扱者を乗車させて、移送をしなければならない。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—

<p>規制を維持、改革 又は新設する理 由</p>	<p>大量の危険物を取り扱う危険物タンクコンテナについては、その火災危険性を鑑み、当該取扱い形態に応じ危険物タンクコンテナの構造等に係る安全対策を講じるとともに、取扱いに係る安全対策を講じることが必要である。</p> <p>国際的に流通している危険物タンクコンテナの構造基準等については、国際的な基準との整合性が図られたものとなっている。また、後述のとおり事故等が発生した場合において適切に対応することができるよう、危険物取扱者の乗車により保安の確保を図ることが重要である。なお、危険物取扱者の乗務の緩和の可否について関係消防機関、関係業界団体に照会したが、移送時の安全性を確保するために緩和することは適当でない旨の回答を得ている。</p> <p>平成23年から平成25年までの3年間で発生した移動タンク貯蔵所の流出事故の年間平均件数は約53件であり、そのうち誤操作等の人的要因に起因するものの年間平均件数が約31件、交通事故に起因するものの年間平均件数が約14件、腐食疲労劣化等の物的要因に起因するものの年間平均件数が約6件等となっている（危険物タンクコンテナに係る事故事例として、コンテナ落下に伴う衝撃による流出事故、流入口パッキンの老朽化による流出事故、ボルト締め付け不足及びガasket装着不適による流出事故等が発生している。）。</p> <p>また、外航ターミナルと内航ターミナルの間の移動は、一般的に公道を通行するため、事故時の影響が大きい。さらに、移動タンク貯蔵所に積載している危険物の内容物によって、流出事故や火災時の対応は大きく異なるため、これらの事故が発生した場合における被害を最小限度に食い止めるためには、危険物に関する知識や経験を有する危険物取扱者の乗車は必要である。</p>	<p>規制の維持、改革又は新設の別</p>	<p>規制の維持</p>
<p>(規制を改革する場合の改革の方向性)</p>	<p>—</p>		
<p>見直し条項</p>	<p>—</p>		
<p>次の見直し時期</p>	<p>—</p>		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>

規制シート

(別紙1)

110194801860002

平成27年2月23日

規制の名称	危険物タンクコンテナに係る仮貯蔵・仮取扱い制度の簡素合理化	所管府省	総務省
根拠法令等	消防法(昭和23年法律第186号)第10条第1項ただし書	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	消防庁危険物保安室 室長 鈴木康幸
規制目的	危険物の管理を適正なものとするにより、事故防止を図り、もって国民の生命、身体、財産の保護に資すること		
規制内容の概要	危険物施設以外の場所で、指定数量以上の危険物を短期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合は、消防法第10条第1項ただし書の規定に基づき消防長等の承認を受ける必要がある。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—

<p>規制を維持、改革 又は新設する理 由</p>	<p>指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、消防法第11条第1項の規定に基づき市町村長等の許可を受けた危険物施設において行う必要がある。ただし、危険物施設ではない施設において、一時的に危険物を貯蔵し、又は取り扱いたい場合は、消防法第10条第1項ただし書きの規定に基づき、所轄消防長又は消防署長から仮貯蔵・仮取扱いの承認を受けることにより、指定数量以上の危険物を危険物施設以外の場所で貯蔵し又は取り扱うことができる。港湾において指定数量以上の危険物を一時的に貯蔵し、又は取り扱う場合にあっても、危険物の火災・流出事故が発生する危険性があることから、必要な安全対策を確実に実施し、消防本部においても事故対応のために危険物の品名・量・位置等を把握しておくことは必要である。なお、仮貯蔵・仮取扱い制度の簡素合理化について関係消防機関、関係業界団体に照会したが、安全性を確保する上で必要な制度である旨の回答を得ている。</p> <p>国際コンテナ戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾を所管する消防本部(中小規模消防本部を含む。)23本部に対して、タンクコンテナに係る仮貯蔵・仮取扱いの実態を調べたところ、その運用状況は次のとおりであり、概ね迅速かつ柔軟に対応している。</p> <p>○平成25年中における仮貯蔵・仮取扱いの承認に係る処理期間を調べたところ、タンクコンテナについては申請書の約95%が即日承認されていた。なお、即日承認されなかったものの理由としては、申請者が初めての申請で書類の記入ミスの修正が遅れたこと、申請に必要な危険物の品名、貯蔵期間等に係る書類の提出が遅れたこと等、安全性の確認に時間を要したことが挙げられている。</p> <p>○同一場所において仮貯蔵・仮取扱承認を複数回受けている申請者については、申請毎に同一内容の書類を添付することとなる「港湾コンテナターミナルの港内案内図」、「緊急時連絡網等の緊急体制」等について、内容に変更がない限り当該書類の添付を省略する等の柔軟な運用が行われていた。</p> <p>○申請者が消防本部に仮貯蔵・仮取扱承認申請を行うために要する移動時間について調べたところ、港湾を所管する消防署や、港湾と同一市内にある消防本部で受け付けているため、平均移動時間は約20分であった。</p> <p>このように、危険物施設ではない港湾タンクコンテナターミナルにおいて指定数量以上の危険物を取り扱う場合の運用については、調査した限りにおいては適切に行われていると思料するが、引き続き迅速かつ的確な運用が行われるように、各種会議において参考となる処理方法等の情報共有を図っていく予定である。</p>	<p>規制の維持、改革又は新設の別</p>	<p>規制の維持</p>
<p>(規制を改革する場合の改革の方向性)</p>	<p>—</p>		
<p>見直し条項</p>	<p>—</p>		
<p>次の見直し時期</p>	<p>—</p>		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>

規制シート

(別紙1)

150197000480001

平成27年2月19日

規制の名称	学校その他の教育機関における複製等 ※規制ではない	所管府省	文部科学省
根拠法令等	著作権法第35条	担当局課等 及び作成責任者の役職・氏名	文化庁長官官房著作権課長 森孝之
規制目的	<p>著作権法は、基本的には民法の特別法であり、私人の財産権である著作権(私権)等について定める法律であって、著作物の利用を規制(禁止)するものではないため、本条は規制には当たらない。同法は、文化の発展に資する観点から、著作権者等の保護と著作物の利用のバランスを図るため、著作権等の及ぶ範囲を定めるものであり、権利が及ぶ場合においても、その利用行為が禁止されるものではなく、著作権者等との契約により、許諾を得れば、利用することが可能となっている。</p> <p>なお、本条は、学校等の教育機関における著作物利用の実態と必要性とに鑑み、学校等の教育機関の授業に係る著作物利用の円滑化を図るものである。</p>		
規制内容の概要	<p>著作権法は、基本的には民法の特別法であり、私人の財産権である著作権(私権)等について定める法律であって、著作物の利用を規制(禁止)するものではないため、本条は規制には当たらない。</p> <p>なお、本条は、学校等の教育機関において、教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を、著作権者の許諾なく複製することができることとしている。また、授業の同時中継に伴い、主会場で用いられている教材等について、著作権者の許諾なく、副会場向けに公衆送信を行うことができることとしている。ただし、いずれの場合であっても、著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでないとしている。</p>	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	<p>著作権法は、基本的には民法の特別法であり、私人の財産権である著作権(私権)等について定める法律であって、著作物の利用を規制(禁止)するものではないため、本条は規制には当たらない。</p> <p>なお、教育の情報化の推進等に関しては、文化審議会著作権分科会の検討課題とされており、今年度実施中の「ICT活用教育など情報化に対応した著作物等の利用に関する調査研究」の結果等を踏まえ、引き続き検討を行う予定である。</p>	規制の維持、改革又は新設の別	維持・改革
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>

規制シート

(別紙1)

150197000480002

平成27年2月19日

規制の名称	私的録音録画補償金制度 ※規制ではない	所管府省	文部科学省
根拠法令等	著作権法第30条第2項、第102条、第104条の2～第104条の10	担当局課等 及び作成責任者の役職・氏名	文化庁長官官房著作権課 森孝之
規制目的	本制度は、著作物の利用者の私的な録音・録画行為について著作権を制限する一方で、それに対する補償措置を講ずる制度であり、規制ではない。 なお、本制度の目的は、私的録音・録画を、権利者の許諾を得ることなく自由に行えるものとしつつも、一定の補償を権利者に得させしめることにより、利用者と権利者の利益の調整を図ろうとするものである。		
規制内容の概要	本制度は、著作物の利用者の私的な録音・録画行為について著作権を制限する一方で、それに対する補償措置を講ずる制度であり、規制ではない。 なお、本制度は、政令で規定されたデジタル方式の録音・録画機器及び記録媒体を用いて私的な録音・録画を行う者は、相当な額の補償金を著作権者等に支払わなければならないことを定めた著作権法第30条第2項等に基づく制度であり、補償金の実際の支払いは、製造業者等の協力により、録音・録画機器及び記録媒体の販売価格に上乗せされて徴収され、文化庁長官が指定した管理団体を通じて著作権者等に分配される。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	本制度は、著作物の利用者の私的な録音・録画行為について著作権を制限する一方で、それに対する補償措置を講ずる制度であり、規制ではない。 なお、平成21年に本制度の補償金支払いの対象として、新たにブルーレイ・ディスク規格による録画機器及び記録媒体を指定した。	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	本制度は、著作物の利用者の私的な録音・録画行為について著作権を制限する一方で、それに対する補償措置を講ずる制度であり、規制ではない。 なお、知的財産政策ビジョン(平成25年6月知的財産戦略本部決定)における「クリエイターへ適切な対価が還元されるよう、私的録音録画補償金制度について、引き続き制度の見直しを行うとともに、必要に応じて当該制度に代わる新たな仕組みの導入を含む抜本的な検討を行い、コンテンツの再生産につながるサイクルを生み出すための仕組みを構築する。(文部科学省、経済産業省)」との記載を踏まえ、現在、文化審議会著作権分科会著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会において、クリエイターへの適切な対価還元等に関する検討を行っているところである。	規制の維持、改革又は新設の別	維持・改革
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>

規制シート

(別紙1)

150197000480003

平成27年2月19日

規制の名称	教科用図書等への掲載 ※規制ではない	所管府省	文部科学省
根拠法令等	著作権法第33条	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	文化庁長官官房著作権課長 森孝之
規制目的	<p>著作権法は、基本的には民法の特別法であり、私人の財産権である著作権(私権)等について定める法律であって、著作物の利用を規制(禁止)するものではないため、本条は規制には当たらない。同法は、文化の発展に資する観点から、著作権者等の権利の保護と著作物等の利用の円滑化のバランスを図るため、著作権等の及ぶ範囲を定めるものであり、権利が及ぶ場合においても、その利用行為が禁止されるものではなく、著作権者等との契約により、許諾を得れば、利用することが可能となっている。</p> <p>なお、本条は、上述のとおり、原則許諾を受けることで可能となる著作物利用のうち、一定のケースについて、その公益性等を考慮し、著作物利用の更なる円滑化を図る観点から、無許諾で利用できる場合を定めたものである。具体的には、教科用図書等においては教育の目的・性格上もっとも適切な著作物を利用することができるようにする必要があることから、教科用図書等における著作物の掲載について、目的上必要な限度において著作権者の許諾なく行うことができることを認めたものである。</p>		
規制内容の概要	<p>著作権法は、基本的には民法の特別法であり、私人の財産権である著作権(私権)等について定める法律であって、著作物の利用を規制(禁止)するものではないため、本条は規制には当たらない。</p> <p>なお、本条は、公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、著作権者の許諾なく教科用図書等に掲載することができることとしている。この場合、当該著作物を教科用図書に掲載する者は著作者にその旨を通知するとともに必要な補償金を著作権者に支払わなければならない。</p>	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	<p>著作権法は、基本的には民法の特別法であり、私人の財産権である著作権(私権)等について定める法律であって、著作物の利用を規制(禁止)するものではないため、本条は規制には当たらない。</p> <p>なお、現行法においては、デジタル教科書は教科用図書等に該当しないため、本条の対象とはなっていないが、デジタル教科書に係る著作権の取扱いについては、学校教育制度上のデジタル教科書の位置付けに関する検討を踏まえ、文化審議会著作権分科会等において検討を行う予定である。</p>	規制の維持、改革又は新設の別	維持・改革
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>

規制シート

(別紙1)

150194700260001

平成27年2月13日

規制の名称	教科書の定義	所管府省	文部科学省
根拠法令等	学校教育法(昭和22年法律第26号)第34条第1項、附則第9条	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	初等中等教育局教科書課長 望月 禎
規制目的	法の制定時には紙媒体以外の教科書が想定されていなかったことから、現行においても紙媒体の教科書のみが認められている。		
規制内容の概要	現時点においても、副教材としていわゆるデジタル教科書を用いることは可能であるが、学校教育法第34条における「教科用図書」として使用することは、同条では電子データによるものも教科用図書に該当するとは明記されていないことなどから、認められていない。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	いわゆるデジタル教科書の制度化については、知的財産推進計画2014(平成26年6月知的財産戦略本部決定)、世界最先端IT国家創造宣言(平成25年6月IT総合戦略本部決定、平成26年6月全部改定)及び規制改革実施計画(平成26年6月閣議決定)等において、実証研究などの状況を踏まえつつ、デジタル教科書・教材の位置付け及びこれらに関連する教科書制度などの在り方について、平成26年度までに課題を整理し、平成28年度までに導入に向けた検討を行うなどとされているため。	規制の維持、改革又は新設の別	改革
(規制を改革する場合の改革の方向性)	上記のスケジュールに則り、全国的なデジタル教科書の制度化に向けた課題を本年度中に整理した上で、来年度、専門家や保護者等の有識者による会議を設けて検討を行う予定である。		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>